

熊谷市監査委員公告第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和5年2月20日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 千 葉 義 浩

令和4年度総務部定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

庶務課、職員課、契約課、市民税課、資産税課、納税課、公平委員会

(2) 対象事務

令和3、4年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
 - ① 帳票等と現金は突合しているか。
 - ② 必要な帳簿類は整備されているか。
 - ③ 納入の通知は適正に行われているか。
 - ④ 補助金申請の手続は適切にされているか。
 - ⑤ 債権管理は適正に行われているか。
- (2) 支出事務
 - ① 必要な手続は行われているか。
 - ② 適正な支出となっているか。
- (3) 契約事務
 - ① 安易な随意契約を採用していないか。
 - ② 契約の履行に問題はないか。
 - ③ 完了報告を漏れなく受領しているか。
 - ④ 検査結果通知書等は作成されているか。
- (4) 補助金
 - ① 交付に当たって根拠等審査は適切か。
 - ② 実績報告書を提出させているか。
- (5) 負担金
 - ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
 - ② 負担効果の点から整理すべきものはないか。
- (6) 財産管理
 - ① 返納手続をせずに処分していないか。
 - ② 備品の登録に漏れはないか。
- (7) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 現金出納簿
- (イ) 本庁舎等使用料
- (ウ) その他の雑入
- (エ) 保育士等処遇改善臨時特例交付金
- (オ) 埼玉県土木積算システム使用料収入
- (カ) 税務証明閲覧手数料
- (キ) 蔵書等複写実費徴収金

イ 支出事務

- (ア) 庶務業務経費「器具購入費」
- (イ) 人事業務経費「委員等報酬」
- (ウ) 福利厚生業務経費「施設その他修繕料」
- (エ) 研修業務経費「報償金」
- (オ) 庁用物品購入等経費「消耗品費」
- (カ) 契約業務経費「情報機器借上料」
- (キ) 市民税等賦課事業「運搬料」
- (ク) 市民税等賦課事業「器具購入費」
- (ケ) 固定資産（土地）標準地鑑定事業「手数料」
- (コ) 市税等徴収事業「補填金」

ウ 契約事務

- (ア) 熊谷市役所本庁舎建築設備定期点検業務委託
- (イ) 熊谷市役所本庁舎前花壇植栽事業委託
- (ウ) 熊谷市役所本庁舎害虫駆除業務委託
- (エ) 職員駐車場除草及び片付業務委託
- (オ) 熊谷市職員上級研修「行政法・行政手続法」研修委託
- (カ) 業者管理システム保守業務委託
- (キ) 軽自動車税（種別割）データ入力業務委託
- (ク) 熊谷市土地課税台帳附属地図修正等業務委託
- (ケ) 固定資産税（償却資産）賦課事務に係るデータ入力業務委託
- (コ) 熊谷市土地評価基礎資料作成業務
- (サ) 熊谷市コンビニエンスストア収納業務委託契約
- (シ) 熊谷市納税コールセンター運営事業業務委託
- (ス) 収納管理システム改修業務委託

エ 補助金

- (ア) 熊谷市職員共済組合交付金
- (イ) 熊谷市職員自己啓発研修等助成金

オ 負担金

- (ア) 熊谷地区安全運転管理者協会負担金
- (イ) 全国公平委員会連合会会費
- (ウ) 埼玉県電子入札共同システム負担金

- (エ) 地方税共同機構会費及び負担金
- カ 財産管理
 - 備品台帳一覧表
- キ その他
 - (ア) 出勤簿
 - (イ) 物品購入等指名業者選定等委員会
 - (ウ) 業務委託指名業者選定等委員会
 - (エ) 郵便切手受払簿

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、庶務課、職員課、契約課、市民税課、資産税課、納税課、市役所603会議室（東）

(2) 監査期間

令和4年8月31日から令和4年10月28日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

ア 現金出納簿が備えられていないものがあったので、熊谷市会計事務規則第90条に基づき適正な様式を備えて事務処理を行うべきである。

【資産税課、納税課】

イ 現金出納簿に記入漏れや記入誤りが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第90条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【庶務課】

ウ 複写実費徴収金の納入について、払込みが遅延していたものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【庶務課】

(2) 支出事務

指摘事項なし。

(3) 契約事務

指摘事項なし。

(4) 補助金

指摘事項なし。

(5) 負担金

指摘事項なし。

(6) 財産管理

ア 公印の備品登録漏れや抹消漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第17条、第19条、第26条及び熊谷市公印規則に基づき適正な事務処理を行う

べきである。 【庶務課、職員課、市民税課】

イ 備品登録漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第17条及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【資産税課】

ウ すでに廃棄された備品が備品台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第17条及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【庶務課、職員課、資産税課、納税課】

エ 切手受払簿が作成されていなかったため、熊谷市財産規則第71条及び現金取扱いの手引きに基づき適正な事務処理を行うべきである。 【資産税課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

固定資産税の納税義務者が賦課期日前に死亡した場合、固定資産を現に所有している者が納税義務者となるが、相続登記未了の場合、「相続人代表者指定（変更）届」を提出させ、その代表者に納税通知書を送付していたところ、令和2年度税制改正に伴い熊谷市税条例第74条の3（現所有者の申告）が規定され、令和3年4月1日から相続人等（現所有者）に対し氏名・住所などの必要事項の申告が義務化された。

本市では、従来の「相続人代表者指定（変更）届」が「現所有者の申告書」を兼ねるとして、そのまま使用しているところであるが、熊谷市税条例改正から相当期間経過していることから、新たに「固定資産現所有者申告書」を制定し、使用すべきと思料する。

なお、本意見に対しては、令和4年12月28日公布の熊谷市税条例施行規則の一部を改正する規則で、「固定資産現所有者申告書」が制定されるなど迅速かつ適切な対応が図られている。